

B

政審資料

1957年
5月15日発行

No. 1

一目 次一

▲焦点▽ I 不平等条約改廃の問題……一
II 平和憲法を守るための立法上のたたかい……七

III 原子力平和利用に
関する方針……一三

IV 最低賃金法・家内
労働法の問題点……一五

△解説▽ I たばこ専売法の
一部を改正する法案……一九

II 地方行政三法案の改正点
……一〇

III 港湾運送事業法
一部改正について……一一

△資料▽ ILO専門家会議の結論

製造工業に於ける生産性
引上げの実際的方法……一二

発行所 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 580131～9 内線 2222番

發刊のことば

和田 博雄

政党の背骨を為すものはその綱領であり運動方針であるがその血肉ともいすべきものは各般の政策であらう。併し日本の政界に於いては従来免角政策の重視は口頭禪に終り所謂寢業や腹芸が尊重せらるる傾向があつた事は否めない。政治経済は生き物だとは屢々政治家自身口にする所であるが政策そのものは動態的に、立体的に、且又主体的に組み立てられていることは稀である。周知の如く、わが党は民主主義を通じて社会主義社会を実現することを党是とするものである。このことはまた同時に政策を通じて保守党と対決することを意味する出発点である。現実が国際的にも国内的にも変化に富みその速度を早め益々複雑化してゆく現在に於いては益々そうである。党的政策は生々とした現実の科学的な分析とその綜合的な把握の上に樹てられたものでなければならず、換言すればこの意味に於いては極めて具体的現実的なものでなければならぬが他面常にその主体との関連に於いて樹立せられねばならないと信ずる。すなわち党的政策は党的組織のための有力な武器でなければならないと共に党により実行せられるものでなければならない。政策は血のかよつているものでなければならぬ。斯る仕事はこれにたゞさわる人達の忍耐と情熱とそして絶えざる努力とを要求してやまないし、大衆の間の討論や批判を何よりも必要とするものである。今日政策審議会が「政審資料」を発刊するにいたつたのも、単にわれわれの間に於ける研究の結果である政策なり情勢分析なりを発表するための場所を作ると言う意味ではなく、党的政策が党内外の大衆の中からその批判と討議を通じて真に大衆のものとして生れてくること、党的政策面が広く理解せらることに依つて、常に共通の広場が大きくなるだけではなく党的組織そのものの拡大のよすがとなることを願うが故に他ならないからである。「政審資料」が広く党内外の人達によつて批判され利用され、育成されて、その使命を果してゆくことを希求して発刊のことばに代える。

焦点

I 不平等条約改廢の問題

軍事基地反対斗争から発展して、いまや不平等条約改廢運動は、全国民的な規模における激しい要望として盛り上りつつあるが、この機会に改廢に伴う若干の問題点を抽出してみよう。

一、不平等条約とは何か

ここで、いわゆる不平等条約という言葉について若干検討を加えておく必要がある。この不平等条約という言葉は、法律的な意味では使用されず、政治的な意味で使用される概念である。ある学者は「無期限条約、特に政治的優越或は戦勝などの理由で、劣弱国或いは戦敗国が負わされる」（一又正雄「条約の概念、成立、効力、消滅、解釈」国際法講座、二巻一九五頁）条約を不平等条約であるとされているが、これでは、不平等条約の概念規定としては必ずしも厳格とはいえない。むしろ不平等条約とは「条約の内容において一方の当事国のみに特別の権利を認め、もしくは義務を課し、その結果、両国の権利義務内容が一方当事国にとつてのみ有利な条約である」と解すべきだとされる人がある。不平等条約をその内容からこのように考察するのは一応妥当と言えるであろう。

このような内容の条約は実際的には劣弱国や戦敗国が優劣国や戦勝国から押しつけられて締結させられるものであり、また、このような内容をも条約であつて、無期限である場合は、劣弱国や戦敗国は自ら結んでいる条約の改廢には困難をともなうであろう。また条約によつて自分の国家主権が不当に圧迫制限され、このため自国民の権利が制限されていると、条約締結の一当事国が考える時このような場合の条約を不平等条約であると考えている。その最も典型的なのが安保条約であり、行政協定である。

二、日本における不平等条約の問題点

現在、日本が当面し解決を迫られている不平等条約改廢問題の中心は何といつても日米関係のそれであるが、それは根本的には個々の条約の問題であるというように切りはなして考へる事は出来ない。それはいわゆるサンフランシス

コ体制の問題として綜合的にとらえて理解し、解決しなければならない性質のものである。

この体制は講和条約安保条約さらに行政協定そして「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」等の関係特別法、更にMSA援助協定等の一連の日本国憲法とは別個の法体系をもつものとして理解されなければならぬ。

この法体系は全体として日本国の主権を制限し日本国民の権利と自由を制限している。

(イ) 軍事基地提供の義務とアメリカのその使用の権利

さきに述べた一連の条約の締結は米国が日本の占領の状態から形式的には一応日本に主権を与え、実質的には、日本に米軍の駐兵を権利として認めさせるための前提にすぎなかつた。

即ち対日講和条約において、その第五条C項は「日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する」と規定しまた、第六条A項にはすべての占領軍はこの条約発効後すみやかに日本国から撤退しなければならないと規定しつつ「但し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国領域における駐留を妨げるものではない」と規定しており、すでに講和条約において、米軍の駐留を可能とする条項が準備されていたのであつた。

講和条約とともに締結された日米安全保障条約は、更にこの米軍の駐留を米国の権利として明記した。即ち、同条約は「アメリカ合衆国は……若干の自國軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある」（前文）とし、第一条において「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍

を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する」と規定しこの軍隊駐留の権利がアメリカのみのものであり、アメリカの基地の独占権力を第一条は「アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地における若しくは基地に関する権利権力若しくは機能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍空軍、若しくは海軍の通過の権利を第三國に許与しない」と規定した。かくして、米軍駐留は米国の権利として認められた。更に、この権利に対して基地等の許与は日本の義務であるとされた。即ち、同条約第三条にもとづいて締結された、行政協定前文には「日本国及びアメリカ合衆国は、安全保障条約に基づく各自の義務を具体化し」と述べているのをみてもこれは明らかである。

これらの米軍駐留に当つての米国と日本の権利義務の関係を具体的に取極めたものが他ならぬ行政協定であつた。

かくして、国際法学者も「この条約（安保条約）が、米国の駐兵の権利のみを規定し、日本の安全保障に関する米国の義務については一言もふれていない……その実質においては一種の駐兵協定である」と指摘され一九五一年の米比相互防衛条約や米国とオーストラリアおよびニュージーランドの間に署名された安全保障条約のように締結国のはずかに対する武力攻撃をもつて締約国全部に対する危険と認め、共同措置をとることを予定しているとは異つて、安保条約にはそうした相互援助あるいは共同防衛といった観念は見当らない、と述べておられる。（田畠茂二郎、日米安全保障条約の検討、法律時報二四巻二月号）

以上の米軍駐留の権利が認められた目的は、第一に「この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与」すること、第二に「一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じよう鎮圧する」ため、第三に「外部からの武力攻撃に対する日本国への安全に寄与する」ため、であるとされる。しかしながら第一の目的が主なる目的であり、第二第三のものは従るものにすぎない。これらの目的のため米軍隊を使用することができると規定されている

ものの、そのため具体的な取扱は何ら本条約においても行政協定においてもなされておらず、田畠教授が指摘されるとおり米国に対して共同防衛を義務づけていない。

つまり、この米軍の駐留権は、第一の目的たる「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」することを第一義的な目的とするものであつてそれは米国の安全のための極東政策の一環として設定されたものであると言えよう。このことは、後に一九五四年三月日米MSA協定が調印され、その前文、第八条及び第九条において、米軍の駐留権、日本の基地許与の義務が再確認されておるのみならず、更にその施設等を増強すべきことを規定していることをみても明らかである。つまり、MSA援助協定は、米国の国内法である相互安全保障法の規定する「米国の大安全を強化する」（同法第五一一条A項）目的のために締結されたものであるからである。同法にはまた「米国を一方の当事国とする多数国間又は二国間の協定又は条約に基いて自国が受諾した軍事的義務を履行すること」を明示している。

以上で明らかなように、講和条約から始まった安保条約、行政協定、MSA援助協定に至るまでの一連の不平等条約、特に安保条約以下の不平等条約は、(1)米国の安全のために、(2)米軍の駐兵権を権利として定め、(3)日本の基地等の許与を義務として規定づけている。そしてこれらの条約にもとづいて、特に行政協定を中心として多くの特別法が制定され、米軍の駐留にもなつて、多くの治外法権が米軍に認められている。

かようにして、以上の結果は日本国前文に「自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする」と規定されていることに反し、日本国は主権あるいは統治権の一部は事実上制限され、その完全な行使が排除されているのである。その結果はまた、主権者たる日本国民の権利と自由とが制限されることとなつていている。

更にこのような米国という特定国との基地を日本国内に許与することはその反対に特定国を仮想敵国とするものであり、「再び戦争の惨禍が起ることのないよう」（憲法前文）と決意した日本国民の平和への希望を否定するもの

であり、他の国これら米軍基地への攻撃をむしろ可能とし、これを誘引する原因を作るものである。従つて米国の基地の日本国内における許与はこの日本国憲法の趣旨とも相反する。また、このことは第九条の絶対平和主義の精神とも相反するものである。

(d) 日本の再軍備と不平等条約

軍事基地の設定が日米間の不平等条約に流れている一本の軸であるとすれば、他の一本の軸は、これらの諸条約が、日本の再軍備を期待しそれを義務づけようとする方向であろう。この日本の再軍備が基本的にはアメリカの要求に基づき、アメリカの安全のためのものであることはすでに何度か述べた。(憲法資料八号猪俣浩三「憲法改正論の経緯と問題点」・憲法資料九号「自民党憲法改正の必要と問題点批判」等参照のこと)。

この日本の再軍備への方向づけは、さきに述べた「安保条約には相互援助あるいは共同防衛といった観念が見当らない」ということとも関連する。何故かと言えば、一九四八年六月十一日、米国が集団的安全保障体制に参加するための基本的な条件を明確にしたところの、米国上院決議であるヴァンデンバーグ決議が要求している「効果的かつ継続的な相互援助」の能力をまだ日本が十分に持つていないと考えられたからであつた。(田畠茂二郎前掲書)

(註) ヴァンデンバーグ決議第四項には

「継続的で効果的な自助および相互援助に基く且つ合衆国の国家的安全に影響する地域的および他の集団的取組に憲法上の手続によつて合衆国が参加すること」と規定されている。このような事情から、日米安保条約が、米軍の駐留権を中心とした条約として、米国の日本防衛の義務がなされていないのであるが、その故にこそ日本が「米国そのための効果的且継続的な相互援助」の能力を持つようにアメリカによつて日本の再軍備が要請されるのである。

ここで講和条約以後の一連の不平等条約の日本再軍備に関する条項の変遷をたどつてみよう。先ず、講和条約は、その第五条C項において「連合国としては、日本が主権国として国际連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること……を承認す

る」と規定し、日本が個別的自衛の固有の権利を有するとされ、ここにおいて日本が再軍備をするとの可能性が承認された。

註 国連憲章五十一條

「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」

次いで安保条約では、「国連憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している」と言い、アメリカ合衆国は、「日本国が……直接及び間接の侵略に対する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負うこと」を期待する」と規定し、明瞭にアメリカ合衆国は、日本が「日本が……直接及び間接の侵略に対する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負うこと」を期待する」と規定し、明瞭にアメリカ合衆国は、「日本が……直接及び間接の侵略に対する自國の防衛のため漸増的に自ら責任を負うこと」を承認していることを明示した。この再軍備を期待するということは単に期待のみでなく、実質的には日本にこれを義務づけたようなものであつた。事実日本政府は再軍備を警察予備隊から自衛隊へと文字通り漸増させたのであつた。

そして、米国の駐留の権利と日本の基地許を与えた義務づけた安保条約の効力が失われるのは国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国(の政府の認めた時)「(四条)であるとされ、日本の再軍備が完成した時(即ち個別的安全保障措置が効力を生じたとき)にこの条約の効力を失わせることが出来るのだと考えられているむきもあつて、事実上は再軍備が進行させられている。

(註) この四条の解釈については、必ずしも日本再軍備をのみ前提とする安全保障体制への移行を予定したものとは考えられない。

国際連合を通じての安全保障措置やその他も考えられる。

M S A 援助協定に至つてこの再軍備の強化が更に要請される。即ちその第八条には「自國の政治及び経済の安定と矛盾しない範囲でその人材、資源、施設及び一般的経済条件の許す限り自國の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し、自國の防衛能力の増強に必要なことがあるすべての合理的な措置を執り、且つ、アメリカ合衆国政府が提供するすべての援

助の効果的な利用を確保するための適当な措置をとるものとする」と規定され、日本の自衛力強化が強く要請されているのである。このMSA協定が、アメリカの安全を強化するためのアメリカ国内法である相互安全保障法にその出発点をみるものであることは先に述べた（同法第五一条A項の(5)には、「被援助国が、『自国の防衛能力を発展させるために必要なすべての妥当な措置をとること』と規定されている。」）

以上の如くに、一連の米日間の不平等条約によつて日本の再軍備が日本国憲法第九条の絶対平和主義の規定に反して要請されているのである。

しかし、一応MSA協定第九条二項に「この協定は、各政府がそれぞれ自国の憲法上の規定に従つて実施するものとする、」と規定しているので、これらの一連の不平等条約の再軍備要請と日本国憲法は相矛盾する。従つて、日本国政府は、国際条約は尊重しなければならぬとして、憲法第九条の解釈をねじまげて「戦力にいたらない程度の自衛力ならば持つても差支えない」「自衛のため必要最小限度の戦力を持つても違憲ではない」或いは遂に「自衛のためなら敵基地を攻撃することも許される」とまで言ふようになつた。こうして、再軍備のための憲法改悪を行うため憲法調査会まで設置するに至つたのである。

以上のべた日米間の一連の不平等条約を貫く二つの軸即ち米軍基地の設定と再軍備の増強は日本の明治憲法体制へかえろうとする反動勢力と結びつき、更に以下に述べるところの、行政協定および、それにもとづく莫大な特別法体系の実施によつて、日本国憲法を破壊し、日本国の主権を制限し、国民の権利と自由を制限してその体制を強化しているのである。

(b) 行政協定と特別措置法

安保条約第三条の委任を受けたものとして「安全保障条約に基く各自の義務を具体化する」ため（日本の義務のみである）、いわゆる行政協定が、国会の承認を受けずに日米両政府間で締結された。

この行政協定は、憲法第七三条第三号、第六一条の規定による国会の承認を受けておらず、条約として憲法上不可決の成立要件を欠くもの

であつて適法に成立していない違憲の条約であると言える。

条約は広く国家間の文書による合意を含むものであるが、行政協定はその名称にかかわらず条約であり、単なる政府間の日常的な外交文書でないことは勿論、単なる日米安保条約の実施細目を定めるため技術的、事務的取組めや、また、同条約の委任に基く受付命令的内容を有するにすぎないようなものでもない。従つて条約の委任は、法律の委任と同様具体的個別的に限定された事項について行われることが必要でありどのような場合にも、国会が条約承認権を独占するという憲法の根本的建前を否定するような白紙委任は許されない。

すなわち行政協定は、重大な国民の権利制限を含むものであつて単に技術的事務的個別的に限定された内容を持つものではないのである。

この行政協定に基く「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う」と長い名前をつけた特別措置法は以下の通りであるが、これらの特別措置法は国会で成立したにかかわらず、行政協定が適法に国会で承認されていないので、違憲の法律であるといえる。

- 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律
- 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律
- (本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う) 地方税法の臨時特例に関する法律
- ……民事特別法
- ……刊事特別法
- ……国有の財産の管理に関する法律
- ……所得税法等の臨時特例に関する法律
- ……国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律
- ……たばこ専売法等の臨時特例に関する法律

- 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用

させるための漁船の操業制限等に関する法律
○ 日本国との平和条約の効力発生及び……
及び日本国における国際連合の軍隊の地位に
関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例

に關する法律

○ ……及び日本国における国際連合の軍隊の
地位に關する協定の実施に伴う水先法の特例

に關する法律

○ ……及び日本国における国際連合の軍隊の
地位に關する協定の実施に伴う航空法の特例

に關する法律

○ ……郵便法の特例に關する法律

○ ……公衆電気通信法等の特例に關する法律

○ ……土地等の使用等に關する特別措置法

三、不平等条約改廃の不可能点とその手続

以上の不平等条約をなくすためにはどうす
ればよいか。これは全体としてサンフランシス
コ体制を打破する方策でもなければならぬ。

この場合、その中心は安保条約をなくすこと
でなければならないが、その場合に全体として
も、わが国を規制する「体制」と対決しなけれ
ばならぬであろう。

(イ) 平和条約中改廃を要求すべきものとしては
領土条項については、北辺の領土主権の放棄を
規定した第二条C及び沖縄、小笠原の信託統治
を規定した第三条が問題であり、軍事条項につ
いては外国軍隊の駐留の承認を規定した第六条
のA項の後段が問題となる。

軍事条項については、「安全保障条約をかり
にもつとすつきりしたものにするか、あるいは
完全に廃止してしまうか、そうすれば平和条約
の第五条はそのままとしても、その中身がなく
なる」と指摘されている。(法律時報日本の国
際的地位) 従つてこのままで行政協定、安保条
約そのものを改廃すればその不平等性は救済さ
れ得る。

また平和条約の改訂という問題は、四九ヶ國
の調印国間で行うということはあり得ないこと
であり、問題のある日米両当事国間で交渉し、
新しい条約等によつて救済するという方式がと
られるのが実際上の手続であろう。

(ロ) 安保条約の改廃の方策

安保条約は、日本は武装を解除された? 固
有の自衛権行使する有効な手段をもたないか

ら、その間、防衛にあたる「暫定措置」として
アメリカの軍隊を維持するとしている(前文)
が、その期間は無期限であり、失効の条件とし
ては非常に困難な条件をつけている。

即ち、安保条約第四条は「国際連合又はその
他による日本区域における国際の平和と安全の
維持のため充分な定をする、①国際連合の措置
又はこれに代る、②個別的若しくは、③集団的
の安全保障措置が効力を生じたと日本国及びア
メリカ合衆国(の政府が認めた時)効力を失うも
のとして失効する場合の条件として三つの場合
をあげている。しかし、要は日米両国政府の見
解が一致しなければ失効しないとされており、
これではアメリカ政府が拒否した場合は、アメ
リカが拒否権を持つも同様なこととなつてゐる
ことはアメリカと中華民国、アメリカと韓国、
の相互防衛条約が無期限ではあるが、一年の予
告さえすれば、いずれか一方の意思次第で条約
を終らせることが出来ることになつてゐる米中
条約第一〇条、米韓条約第六条のとは異つてお
り安保条約はこの点においても日本の不平等性
といふか従属性を更に深めている。

安保条約が前文でいう「暫定措置」という意
味は、さきにも述べたように日本の再軍備の進
展にともない、日米間の相互防衛協定を結ぶ段
取りを米国が予定しているからである。
これは日本側としても岸首相が今国会やその
他において「安保条約を改訂するためには、ま
ず環境をつくることと準備が必要である。すな
わち日本の防衛力の増強を行うと共に一方両国
の間において国際情勢の変化に基づいて検討を
することが必要である」という意味のことと繰
り返し答弁していることと軌を一にする。すな
わち、政府の安保条約改訂方針では、日本の防
衛力と憲法改正を先行させなければならず、そ
れは米国の欲するところのものであり、彼等が
考える安保条約第四条に書かれていて失効の条
件について理解するところである。この立場は
我々は取る事は出来ない。

次に考えられるところの安保条約を失効させ
る考え方としては、日本は国際連合に加盟した
のだから日本の安全保障を国連に求めることが
して日米両国の合意に達せしめるという考え方
である。国連に日本の安全保障を求める場合考

えられる事は、

第一に、国連憲章第二四条第二五条の規定に従つて、安全保障理事会に日本の安全保障をくだねることがある。しかし、この場合は憲章二七条の大國の拒否権の規定によつて、侵略者に対する制裁の条文は死文化していることを考えなければならない。

第二に、憲章第八章の地域的取極による方法の場合は、憲章五三条が「如何なる強制行動も安全保障理事会の許可」を必要とする事を定めているので、この地域的取極によつて有効迅速に反撃を行うことが出来るかどうかは疑問とされている。またこの地域的取極の運用の場合憲章第五一条の集団的自衛権と結びつけられる可能性があり、その地域的取極の内容如何によつては、NATO、SEATOなどのような軍事同盟になる危険性がある。

第三に、考えられるのは、一九五〇年十月成立した国連の総会強化決議にもどづいて、緊急特別総会のもとに制裁行動を行わせる。という考え方である。その内容は『理事会が「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為』の処理に有効な措置をとりえず、それに失敗するときは総会が加盟国に強制措置をとることを勧告しうるし、とくに「平和の破壊又は侵略行為」に

Ⅱ 平和憲法を守るために立法上のたたかい

- 違憲裁判手続法案
- 裁判所法の一部を改正する法律案
- 憲法調査会法を廃止する法律案

戦後の最も特徴的な政治的動向の一つとして

挙げることの出来るものに、保守党政権による現行憲法の「なしくすし改悪」である。

即ち自衛隊法を始めとする破防法、スト規制法、等の違憲立法並びに安保条約、行政協定等の違憲条約の締結とこれらに伴う強制土地取上げや、基本的人権の侵害などの憲法違反の行政措置は数限りないものがある。

この既成事実の上に立つて、「現行憲法は不便だから改正しなければならない」という作為の結論を導き出そうとする憲法破壊の行為である。

対しては軍事的措置も勧告しうる』とするもの

である。この方法は国連憲章上疑問なしとしないとされているが、実際問題としてはこれが活用される可能性は大であり、エジプトに対する英、イスラエルの侵略にあつては有効に適用された。この場合も大国が総会の措置を妨害することがなかつたから可能となつたので大国が妨害したり協力しなかつたらどうなるかという疑問も残る。

しかし、この考え方を支持する意見として、『総会の勧告による集団保障は、弱力だが柔軟性のある有効なものとして、世界的な支持を受けて盛上つてきてる』から、この国連の集団保障の精神と目的に立還つて安保条約にそれとの結びつきを与え、日本の国連加盟の現在、「在日米軍の行動、基地の使用等を、第一次的には、総会（又は理事会）の勧告に基いて行う」という原則を条約に折込むことである」という意見が出されている。そうすることによって、安保条約における在日米軍の内乱の場合や極東における平和維持とか敵対行為の危険に一般に対処しうるとする可能性を排除しようというのである。それは米軍がこれらの行動をなし得るとするのは国連の自衛権の枠外に出るからである。これは一つの安保条約改正の意見である。

憲法第九十九条には「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」とハツキリ大臣、国会議員、公務員等の憲法擁護義務を命令しているにも拘らずこの憲法公布後十ヶ年の保守党政権並びに保守党議員の行為は明かな憲法違反の事実といわなければならぬ。

この結果として憲法によつて保証されている国民の権利を侵害した。即ち、第十一條に「国

民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定し、基本的人権は最高絶対の権利として保証している権利・思想・良心の自由、集会・結社、及び言論出版その他一切の表現の自由、更に団結権・団体行動権・財産権等の重要な国民の権利はいちぢるしく侵害されて来つた。

わが党はこの事実を排除し、違法違反による損害を回復せしめ、誠実にしかも完全に現行憲法を実施せしめるために第二十六国会に次の如き『違憲裁判手続法案』並びに『裁判所法の一部を改正する法律案』を提出し、更に現行憲法を改正するための準備法たる「憲法調査会法」を廃止するための法律案を四月十日に提出した。

違憲裁判手続法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、国の最高法規である日本国憲法の各条規が正しく運用されることを確保するため、日本国憲法第九十八条第一項及び第八十一条の規定に基き、最高裁判所が、裁判所法（昭和二十二年法律五十九号）第三条第二項に規定する権限として、一切の法律命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを裁判により決定する手続その他の事項について定めるものとする。

(訴訟手続による裁判)

第二条 最高裁判所（以下単に「裁判所」といいう。）は、訴訟において、前条の裁判を行う。（裁判官の除斥）

第三条 裁判官は、その者が前条に規定する訴訟の当事者又はその訴訟代理人であつたときは、当該訴訟につき職務の執行から除斥される。

(訴の提起)

第四条 衆議院議員及び参議院議員のそれぞれの定数を合計した数の四分の一以上の員数の国会議員は、法律、命令、規則又は処分について、それらが憲法に適合しないとの裁判を求めるため、検事総長を被告として、裁判所に訴を提起することができる。

(訴提起の期間)

第五条 前条の訴は、法律、命令又は規則については当該法律、命令又は規則が公布された日から、处分については当該处分があつた日から、それぞれ、六箇月以内に提起しなければならない。

(訴状)

第六条 第四条の訴の提起は、訴状を裁判所に提出しなけれでならない。

2 訴状には、裁判所の定めるところにより、申立の趣旨、理由その他必要な事項を記載しなければならない。

3 訴状が前項の規定に違反する場合においては、裁判所は、相当の期間を定め、その期間内にけん欠を補正すべきことを命じなければならない。

(不適法な訴の却下)

第七条 不適法な訴であつて、そのけん欠が補正することのできないものであるときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決をもつて訴を却下しなければならない。

(原告代表者)

第八条 原告は、当該訴訟を行わせるため、その中から三人以内の代表者（以下「原告代表者」という。）を定めなければならぬ。

2 原告代表者は、当該訴訟について、原告の全員のために、一切の裁判上の行為をする権限を有する。

3 原告代表者は、二人以上あるときは、訴の提起、訴訟代理人の選任、申立の趣旨の拡張及び訴の取下については共同して、その他の訴訟行為については各自原告を代表する。

4 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五十三条及び第五十四条の規定は、原告代表者に準用する。

5 原告代表者でない原告は、裁判所の許可がなければ、訴訟行為（訴の提起、原告代表者）の選任、第十三条第一項の規定による訴訟からの脱退及び第十四条第二項の申立を除く。）をすることができない。（指定代理人）

第九条 被告である検事総長は、検察庁の職員でその指定するものに訴訟を行わせることができることがある。

2 前項の規定により指定された者は、当該訴訟について、訴訟代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する。

(訴訟代理人の選任)

第十条 当事者は、弁護士のほか、弁護士法第五条第三号に規定する大学を定める法律（昭和二十五年法律第百八十八号）に規定する大學の学部、専攻科又は大学院において五年以上法律学の教授又は助教授の職に在つた者を訴訟代理人に選任することができる。

2 訴訟代理人は、訴訟代理人の選任、申立の趣旨の拡張、訴の取下及び第十三条第一項の規定による訴訟から脱退については、特別の委任を受けなければならない。

3 民事訴訟法第五十三条、第五十四条、第八十一条第三項本文及び第八十三条の規定は、訴訟代理人に準用する。

(申立の趣旨の拡張)

第十一条 原告は、次に掲げる法律、命令、規則又は処分について、申立の趣旨を拡張し、それらが憲法に適合しないとの裁判を求めることができる。ただし、これにより訴訟手続が著しく遅延すると認められる場合は、この限りでない。

一 申立に係る法律、命令若しくは規則を実施するため、又は当該法律、命令若しくは規則の委任に基いて、制定された法律、命令又は規則

二 申立に係る法律、命令又は規則に基いてされた処分

(訴の取下及びその効果)

第十二条 原告は、何時でも、訴の全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の規定による訴の全部又は一部の取下があつた場合には、当該訴訟の原告であつた者は、当該取下の時におけるその者の衆議院議員又は参議院議員たる地位と同一の地位においては、当該取り下げられた訴に係る法律、命令、規則又は処分について再び訴を提起することができない。

(訴訟からの脱退)

第十三条 原告は、何時でも、訴訟から脱退することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により訴

から脱退した者に準用する。

(訴訟手続の中止)

第十四条 原告が、死亡し、原告たる資格を喪失し、又は前条第一項の規定により訴訟から脱退したことにより、原告の総数が第四条に規定する員数に満たなくなつたときは、訴訟手続は、中止する。

2 前項の規定により訴訟手続が中断したときは、裁判所は、遅滞なく、国会議員は裁判所の定める期間内に裁判所に對して当該訴訟の原告になることの申立をすることができる旨を官報で公示しなければならない。

3 前項の申立をした者は、同項に規定する裁判所の定める期間の経過した時から、原告になるものとする。

4 前条第一項の規定により訴訟から脱退したものは、当該脱退の時におけるその者の衆議院議員又は参議院議員たる地位と同一の地位においては、当訴訟につき、第二項の申立をすることができない。

5 第一項の場合において、第二項に規定する裁判所の定める期間の経過した時に、原告の総数が第四条に規定する員数に満たないときは、同項に規定する裁判所の定める期間の経過したときに訴の取下があつたものとみなす。

(口頭弁論)

第十五条 当事者は、訴訟につき、裁判所において口頭弁論をしなければならない。ただし別段の規定がある場合は、この限りでない。

2 原告又は被告が、口頭弁論の期日に出頭せず、又は出頭しても本案の弁論をしないときは、裁判所は、その者の提出した訴状、答弁書その他の準備書面に記載した事項は陳述したものとみなして、出頭した相手方に弁論を命ずることができる。

(証拠調)

第十六条 裁判所は、職権で証拠調をすることができる。この場合においては、裁判所は、証人若しくは鑑定人の出頭及び証言若しくは鑑定を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

2 公務員又は公務員であつた者は、その職務上の事項について証言又は書類の提出を求め

られたときは、他の法令の規定にかかわらず職務上の秘密を理由として、これを拒むことができない。

(証人等の宣誓義務)

第十七条 証人又は鑑定人には、裁判所の定めるところにより、宣誓をさせなければならぬい。

(証人等に対する過料)

第十八条 証人又は鑑定人が、正当の理由がなく、出頭しないとき、又は宣誓、証言若しくは鑑定を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処する。書類の提出を求められた者が、正当の理由がなく、その書類を提出しないときも、同様とする。

(調査の嘱託)

第十九条 裁判所は、公務所又は公私の団体に対して必要な調査を嘱託することができる。

(判決)

第二十条 第一条の裁判は、判決によつて行う。

(判決事項)

第二十一条 裁判所は、原告の申し立てない法律、命令、規則又は処分については判決をすることができない。

(判決の記載事項)

第二十二条 判決には、主文及び理由を記載しなければならない。

(判決の効力発生)

第二十三条 判決は、言渡によつて効力を生ずる。

(法律等の無効)

第二十四条 法律、命令、規則又は処分は、それらが憲法に適合しないとの裁判があつた場合に、その効力を有しないことになるものとする。

(違憲裁判の効果)

第二十五条 法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないとの裁判は、当該法律、命令、規則又は処分に基いて当該判決の言渡前に生じた事項に影響を及ぼさない。ただし、法律で別段の定をすることを妨げない。

(違憲裁判の公示)

第二十六条 裁判所は、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないとの裁判をしたとき

は、すみやかに、その要旨を官報で公示し、かつ、その裁判書の正本を内閣に送付する。その裁判が、法律に係るものであるときは、その裁判書の正本を国会にも送付する。

(最高裁判所規則の制定)

第二十七条 裁判に要する費用は、国庫の負担とする。
第一条の裁判に係る必要な事項は、裁判所が定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に公布された法律、命令又は規則及びこの法律の施行前にされた処分に対する第五条の規定の適用については、この法律の施行の日に、当該法律、命令若しくは規則が公布され、又は当該処分があつたものとみなす。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「前項」を「第一項」に改め

最高裁判所は、前項に定めるものの外、別に

法律で定めるところにより、一切の法律、命令規則又は処分について、それが憲法に適合するかしないかを裁判により決定する権限を有する。

第七条中「(裁判権)」を「(最高裁判所の争訟に係る裁判権)」に改め、「最高裁判所は、」の下に「法律上の争訟につき、」を加える。

この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

附 則

X X X X

憲法調査会法を廃止する法律案

憲法調査会法(昭和三十一年法律第百四十号)は、廃止する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に憲法調査会事務局の事務局長その他の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて総理府の職員となるものとし、これらの職員は、昭和三十二年九月三十日までの間、行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百一十六号)第二条第一項に規定する職員の定員の外にあるものとする。

3 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十一号の二を削り、第十号の三を第十一号の二とする。

4 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十七号の二を削る。

第九条の見出し中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会員等」に改め、同条中「第十七号の二」を「第十八号」に、「憲法調査の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等」に改める。

第十四条第一項第二号中「憲法調査会の委員及び専門委員等」を「日本学術会議会員等に改める。

5 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「憲法調査会事務局長」を削り、同項第三号中「法制局事務官若ハ憲法調査会事務局事務官」を「若ハ法制局事務官」に改める。

解 説

○違憲裁判手続法案並びに裁判所法の一一部

改正案

一、本法案提出の趣旨は、前文でも述べた通りであるが、第一条に規定している如く、憲法

第八十一条には「最高裁判所は、一切の法律命令、規則又は処分が憲法に適合するかしない

いかを決定する権限を有する終審裁判所である」と規定し、また第九十八条一項では「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と規定している。以上の条文を基礎として俗に最高裁判所は「憲法裁判所である」ということをいわれているが、現在の最高裁判所はその権能を果してない。したがつて、最高裁判所に、その権限として「すべての法律や、政令その他の命令、規則または行政処分等が憲法に適合するかしないかを決定する裁判上の手続さえ法律で規定すれば、最高裁判所の権能を充分に果し得る。」とするのが憲法学者、法曹界の有力な見解として存在する。この条文と法律的見解に基づいて法律、命令等に対しても「憲法違反であるから無効である」という抽象的判決をも求め得るための具体的な裁判手続を規定したのがこの法案である。

この法案は第二十四国会に、わが党から提案したが審議未了に終つてゐるので、若干の修正を加え再度提出したものである。

二、この裁判は民事訴訟の形式をもつて行われる。原告は、適正に国民の意志を代表するものとして、衆議院議員及び参議院議員のそれぞれの定数を合計した数の四分の一以上の国會議員とし、被告は、検察庁法その他で、国における法益の代表者、法秩序維持の責任者としての立場から検事総長を被告として、最高裁判所に訴を提起することによつて訴訟が開始される。

原告を国會議員としたのは、この訴訟は本来主権者たる国民の信託によつて行われる國家機関の行為の違憲性を糾明しようとするものである以上、これを訴追するのは主権者である国民を代表し得る資格を有するものでなければならぬという観点に立脚したからでまたその数を衆参両院の各定数の四分の一としたのは以上の趣旨をより厳格に解すると同時に濫訴の弊害を防止しようとしたものである。

三、訴の提起は、法令にあつては公布の日から、処分については、当該処分のあつた日から、

それぞれ六ヶ月以内に最高裁判所に訴状を提出しなければならない。提起期間を限定したのは、憲法上の重大問題はできる限り速かに解決されるべきであり、またすでに有効なものとして実施されている法令また処分の効果をいつまでも争い得るものとすると、法律的にも社会的にも重大な混乱を招くおそれがあるという二点を考慮してである。なお、原告の数が多いため訴訟の遂行の円滑化をはかるため原告代表者制度を設けた。

四、有効に係属した事件の審理は、口頭弁論を中心に行われ、証拠調べの必要があれば最高裁判所は、職権をもつてこれをなし得る。原告の全員の一致があれば、いつでも訴の全部又は一部を取下げ得る。

原告が死亡したり、例えば衆議院の解散があつたりして原告たるの資格を喪失し、訴訟条件の員数に不足を生じたときは、訴訟手続きは中断される。

五、証拠調査において、公務員であつた者が職務上について証言又は書類の提出を求められたときは、職務上の秘密を理由としてこれを拒むことはできない。

これは違憲性の判断という憲法上の重大事が秘密を理由として不可能に陥ることを許さないという趣旨であつて、違憲裁判の権威を強調したものである。

六、最高裁判所は、原告の申立てのない法令又は、処分について判断することが出きない。これは裁判の範囲を明確にしたものである。

なお、裁判の效力として「違憲である」との判決が下つた場合、その法令、または処分は原則として将来に向つてのみ及ぶこととしてある。

違憲判決は官報で公示して、国民に周知させると共に、正本を内閣と国会に送付する。

七、この裁判は最高裁判所が第一審で、しかも最終審である。

八、裁判の費用は全部国庫負担である。

九、この裁判の手続等についての細則は、最高裁判所の規則で規定することとした。

一〇、裁判所法の一部改正案は、違憲裁判手続法案と一体をなすものであつて、憲法第八十

一条に規定する違憲判決の権能を明確化するために、裁判所法第二条に、最高裁判所の权限として、第二項を加え、違憲判決の権限を有することを明文化したものである。

○憲法調査会法を廃止する法律案

憲法調査会法は三十一年五月十六日成立し、六月十一日施行された「憲法調査会法」を廃止し、現行憲法を擁護しようとする法律案であつて、その理由とする概要は次の通りである。

一、憲法調査会法は内閣に学識経験者二十名、国会議員三十名で構成する憲法調査会を設置し、現行憲法を調査し、その結論を内閣と、内閣を通じて国会に報告するというものであるが、提出の経過及び同法審議中の国会答弁の経過からみて、現行憲法を改正する目的のために制定されたことは否定出来ない。これは、憲法九十九条憲法擁護義務を有する国会議員及び国務大臣としては明かに違憲の行為である。また、憲法九十六条からみても憲法改正の手続行為を内閣の機関で行うことは重大な憲法違反の疑いがあり、このような重要な憲法違反の疑いのある法律の施行を内閣の行政行為として行うこととは不適当である。

二、憲法調査会法制定直後に行われて昨年七月八日の参議院の改選において、各党とも「憲法改正問題」を重要な選挙テーマとして行いその結果憲法改正反対の勢力が議席の三分の一以上を占め、「現行憲法は改正すべきでない」という国民の意志が表明された。したがつて、憲法調査会を直ちに廃止するのが国民与論に忠実な国会の態度である。

三、以上の国民与論を背景とした当然の結果として、憲法調査会は、法律制定後一ヶ年も経過しているにも拘らず、その構成である委員が一名の任命も出来ず委員会が発足するにつていよい。この事実にあわてた政府は、憲法改正論者の学者や議員で委員会を発足させようとしている。このことは日本における憲法学者の大多数が憲法調査会法に賛成していないといふことであつて、この意味からもその存在理由は全く失われている。

四、憲法改正という事態は、国家の重要なこと

であり、そのための準備行為等は極めて慎重に行わなければならない。すくなくとも全国民的規模における要望があつて始めて可能なことである。しかるに最近の世論調査に従しても明らかに、国民の半数以上が現行憲法の改正に賛成しておらないことが明らかである。

むしろ今日の事態は、憲法の改正を考えるべきときには必ずして、現行憲法の完全なる実施によつて、憲法に保証する国民の諸権利を守ることに政府と国会も誠意を尽すべきであり、このことはまた憲法の条章で命ずることである。

III 原子力平和利用に関する方針

わが国の原子力平和利用は、小型実験炉の据付も終了、いよいよこれから本格的な実験期に入ろうとしている。そして六月には、日本ではじめて「原子の火」が点ぜられるわけであるが肝心の原子力界をとりまく情勢は、逆に混迷をきわめ、とくに原子力行政の混乱は相当ひどいものがある。

いうまでもなくわが国の原子力政策は、原子力基本法に定める所によつて、國の責任において推進されることになつてゐるわけであるが、その原子力行政が、政界、学界、財界等のそれぞれの思惑や、利害関係に左右され、いまや具体的な開発計画すら策定できない憂うべき現状にある。例えば、一部で旗上げした原子力懇談会構想などは、混迷の最たるものであろう。現在、原子力政策推進の中心には、原子力基本法にもとづいて設けられた原子力委員会があり、さらにその諮問機関的存在としての参与会があつて、わが国の原子力の平和利用計画が進められている。したがつて原子力懇談会は、明らかに原子力委員会の軽視であり、その權威を落すばかりか、原子力行政をより複雑化するだけである。

また動力炉の輸入にしても、財界筋では、國內の受入体制も出来てないにも拘わらず大型実用発電炉の早期輸入を叫んでいる。このほか一般協定（動力協定）をめぐる場当たり的な原子力外交等々、どの一つをとりあげても、原子力開発の今後に暗影を投げかけぬものはない。

党は、こうした現状を一日も早く打開するため、政策審議会の科学技術調査特別委員会が中心となつて「原子力平和利用に関する方針」を策定、原子力の国際的解放ならびに平和利用に

徹する政策を積極的に推進するとともに、第二次産業革命に対処して、平和国家の建設に邁進するとの態度を打ち出したのである。

この方針は、有沢原子力委員の意見も求め、国際局とも連合で検討、四月十八日の政策審議会部長主査会議で決定をみている。

原子力平和利用に関する方針

日本社会党はつぎのような方針に従い、原子力の国際的解放ならびに平和利用に徹する政策を積極的に推進するとともに、第二次産業革命に対処し、平和国家の建設に邁進するものである。

基本方針

一、わが国の原子力開発は、原子力基本法に示す平和利用目的と、自主、民主、公開の諸原則を堅持して推進する。したがつて、原子力の軍事的利用はもちろん、原・水爆の製造、実験、貯蔵ならびその利用は全面的に禁止する。

一、平和を目的とする国際的な原子力の研究と開発の推進は、両陣営を超越して進める。したがつて、わが党の原子力政策は、党的平和政策を軸とし、国際原子力機構の発足を積極的に促進するとともに、公正なる機能を強化するため最大の努力をはらう。

一、わが国の経済力の拡大と、原子力産業の自立性を確保するため、原子力技術の徹底的な国産化を推進する。

一、原子力の平和的開発とその利用は、少數資本の独占に委ねべきではない。したがつて、これが実施にあたつては、徹底的に社会化する。

原子力政策推進体制の強化方針

一、現行の原子力委員会は、必ずしも今日の多端な原子力政策を樹立し、これを推進するに適當であるとは考えられない。したがつて、原子力政策推進の重要な現段階に対処して原子力委員会を徹底的に強化拡充する必要がある。これがため原子力委員会設置法を改正し、つぎのような抜本的強化策をはかる。

イ、原子力委員の非常勤制度を廃止して、常勤制度とする。

ロ、原子力委員会に企画、立案、調査のための事務局を設ける。

ハ、原子力委員会に下部機構として専門毎の委員会を設け、これを組織化する。

一、原子力ならびに科学技術政策を積極的に推進するため、衆議院科学技術特別委員会を科学技術常任委員会とし、参議院に科学技術常任委員会を設置する。

一、原子力政策の推進をはかるため、両党政審議会の科学技術特別委員会は、必要に応じて会議を開く。このため従来の原子力合同委員会は解消する。

原子力外交方針

一、国際原子力機関については、理事国たるの責務を自覚して、当初の目的に合致し得るようその機能を強化する。この国際原子力機関が活動を開始する迄の相当期間は、原子力平和利用を推進している諸国との間に自主的に多角的な協定を結び、わが国の立遅れを克服するとともに、国際的な発言を強化するよう努力する。

一、核燃料資源の確保のため産出国との間に互恵平等の原則にもとづく協定を結ぶ。特に東南アジア各国との間には技術提携を強化する。

一、アジア地域においてはアジア原子力平和利用国際会議を提唱し、原子力開発におけるアジアの後進性を克服するため、自主的な原子力平和利用機関の設立をはかる。

一、当面アメリカに対する研究協定特に細目協定の改訂を推進し、自主的研究の強化につとめる。

当面の国内開発方針

一、当面の原子炉に関する努力目標を国産炉の

建設におく。このため動力炉の輸入については実験用動力炉に限り、これと材料試験炉の輸入を図つて、わが国の自主的な研究開発を推進する。アイソトープについても国内生産を急ぎ、その総合的な応用と、必要な技術の振興をはかる。

一、自主的な原子力開発の前提となる原子力廃棄物の化学処理に関する研究、即ちプルトニユーム、ウラン233等の分離抽出によつてこれが燃料として再生産を行うための体制を整理強化する。

一、原子炉に対する規制を加える方針をとり、平和利用の社会化の観点から、建設資金は国費をもつてあてることを原則とする。原子力発電の経営は公社形態とする。民間における関連産業については計画的な振興をはかり、これらの研究成果を含めて国家の規制による総合的開発方針をとる。

一、燃料の開発については原子燃料公社を強化し、国内におけるウラン資源のみならず、トルリウム資源等の開発を助成し、かつ精煉等についても積極的に努力する。

一、国内における核融合反応の研究を推進し、そのために積極的な助成を図るとともに、原子力産業に不可欠な電子工学の振興につとめる。

一、研究の向上とともに科学者、技術者の養成をはかるため、あらゆる機会をとらえて海外留学を奨励し国内においても大学等における学科の整備、専門科の新設等積極的に措置する。

一、放射線の障害を防禦するために炉の管理はもとより大気、水、飲食物等の汚染に対し、全国的な測定体制を整備し、全国民の健康保持に万全の措置を講ずる。

一、原子力の速やかなる開発を推進するため、長期計画を策定する。

政 策 の 対 決

— 第二十六国会報告と
重要法案の解説 —

七〇 円

III 「最低賃金法」 「家内労働法」 の問題點

最低賃金法案と家内労働法案はいま国会で審議中であるが、審議すればする程重要な法案であることが指摘されている。われわれはこの法案がまだ将来においても研究されることの必要を認めているが、その意味において、今後この問題を深く抉つてみたいと思い、問題の提起をした。この論稿については次で批判を得たいと思つてゐる。

一、概説

社会党は今二十六国会に「最低賃金法案」と「家内労働法案」を提案した。最低賃金法案によれば法律可決後の一年間を準備調査期間とし、次の二年間ににおける満十八才以上の最低賃金を六千円とし、それ以後八千円とするものであり、家内労働法によれば最低賃金法の最低賃金条項を家内労働にも適用するというのである。現在六千円以下の労働者の数は二百四万人、八千円以下は三百七十八万人と推定されている。昭和三十一年十二月現在の労働基準法適用労働者数は千二百七十九万人であるから、前者はその約十六%に、後者はその約二十九%にあたるわけである。このことはわが国に極めて多くの低賃金労働者が存在する事実を物語るものである。次に同法案の目指すところを概括的にのべてみた。

(1) 民主化のために

ところで、満十八才以上の労働者でこのように低賃金であるということは労働者が独立人として生活しえないことを意味しており、親兄弟その他誰かの援助を受けなければ生きて行けないということを示すものである。そういう意味から言えば彼等は真に独立した人格をもつ人間としての要件を欠いているといえる。だから、このような低賃金労働者の多い企業においては——それは中小企業に多いのであるが——近代的労働組合の成長を困難にしているのである。

民主的組織の発達が阻害されるだけでなく、膨大な数の労働者が非独立人であるということは農民を含む貧困な自営業者の普遍的存在と共にわが国民主主義の基盤の脆弱さを示すものであり、われわれが眞に民主国家を建設しようとするならば是非とも解決しなければならない問題である。

(2) 雇傭問題のために

| 労働力率 | % |
|------|------|
| アメリカ | 五三・五 |
| 西ドイツ | 五九・九 |
| フランス | 六〇・九 |
| 日本 | 六八・八 |

そこで、わが国の雇傭問題は単に量的に雇傭を増大するだけで解決されるというものではなく、逆に不健全な被雇人口を減らし、その質を健全化することが重要でさえある。すなわち世帯主の賃金を引き上げることにより家族労働の労働市場への浸出を防ぐこと、つまり非労働力化することが必要であり、格差のはげしいわが国の賃金体系の底上げをすることが雇傭問題解決の一つの重要な方法である。そしてまた、失業の問題を潜在失業という形で曖昧にしておらず明確化し、近代的失業問題として取扱うのでなければ問題はいつまでも解決しない。

(3) 中小企業の近代化のために

二、法の実施により労働関係に及ぼす直接影響と問題点

ところで、賃金を現在よりも高く支払うとなると企業に支払能力があるかどうかということが問題となつてくる。社会党案によつて十八才以上の労働者に最低賃金を六千円とする場合、追加して支払わなければならぬ賃金総額は三百七十二億円、八千円の場合には千七十三億円と推定されている。(もつとも、この数字は不況であつた昭和二十九年度を基準としているので好景気の現在ではかなり異なるかも知れない。)この金額は一見多額にみえるが、商品のコストにおける負担増は従業員四人以上の全製造業平均では、六千円の場合〇・二%であり、八千円でも〇・六%に過ぎない。もつとも影響が大きいといわれる中小企業のうちでしかも資本構成の劣つてゐる企業、例えは三分の一を賃金部分で占めているような企業において、ようやく負担増は六千円の場合約一・一%、八千円では約三・二%となる。それにしても、コスト増の分は税金において減税されるので企業の負担はより小さくなる筈である。さらに、わが国においては大企業と中小企業では比較的産業分野が明確に分かれしており、同一産業であつても製造品の分野が異つてゐるのだから全面的に六千円なり八千円なりの最低賃金法が実施された場合、ただちに競争上中小企業が不利になり、大量の倒産が生ずるとは考えられない。負担増を極く僅かな商品価格への転化という形できりぬける場合もあるであろう。いずれにしても社会不安を惹起する程の混乱は予想されない。

だが、「最低賃金法」「家内労働法」の実施が企業の合理化、近代化を促進することは間違いない。わが国においては中小企業の数が多いにも拘らず、その質的内容が著しく劣弱であるところに日本資本主義の構造を歪め各種の問題を残しているのである。したがつて、資金および技術の積極的導入によつて中小企業がより専門化し、近代化し、当然占めるべき独得の分野を確立することは絶体に必要である。このことなしには低賃金問題も、潜在失業の問題も本質的には解決しえないのである。

(1) 婦人労働者

「最低賃金法」ならびに「家内労働法」の適用の対象となる者を考えると、婦人労働者に最も大きな影響があるといえよう。婦人の労働者総数四百十七万人のうち八千円未満のものの数は二百九十八万人、すなわちその七十%に及び、当然のことながら全婦人労働者の平均賃金は八千円以下となつてゐる。殊に、家内労働においてはその八五%が婦人労働者であり、しかも賃金が月二一千三百円という状態であつたがつて男子労働者総数一千八十七万人のうち八千円未満の者が二百三十七万人、すなわち二十二%にあたることを考えると、いかに「最低賃金法」と「家内労働法」が婦人の労働問題と結びついているかが明らかとなるであろう。

したがつて、わが国においては低賃金の大きな柱が婦人労働によつて支えられているとさえいえる。この婦人労働者は主として紡績女工、鉱山の手選女工、一般事務職員、商業サービス部門ならびに広範な家内工業の従業者である。

かつて、女工哀史にみられたような婦人労働に対する搾取は、今日においてもなお継続され、数年前におこつた近江絹糸事件や、一時間七乃至十五円の収入という家内労働に表現されている。

もつとも、近代的な紡績工場では、寮の設備が充実し、安い給食も行われており、いわゆる厚生施設が割合にすすんでゐるので、たとえ賃金は安くとも、実質的にはそれほどでもないかもしれません。しかし、これは経営者にとつても経営上その方が有利であるからである。若い田舎の婦人を募集するためにも、また規律ある労働を行わせるためにも必要であるからであり、何等恩恵的な意味をもつものではない。むしろ、当然賃金として支払うべきものを支払わずに経営者が一括して有効に利用しているというだけに過ぎない。十大紡のごとき近代的紡績会社においては、なるほど生きるために最低の保證はしている。しかし、他のより劣る企業においては、それだけの厚生施設を伴わずに「あの

会社でさえ賃金はいくらいくらであるから」との理由で賃金の引上げを行わない結果となつてゐる。この紡績業における低賃金の一般化は、当然より小規模な織物業の低賃金の基準ともなり、それがまた他の産業の婦人労働の低賃金を規制している。

日本の婦人労働力が封建的な女性ペッソ視の観念から、あるいは家計補助的な第一義的労働であるとして、ひどく低賃金におさえられてきたことが、日本資本主義発展の柱である紡績業を發展せしめた所以であつたが、今日においてはこの紡績業の低賃金が逆に婦人労働一般の低賃金を規定しているということさえいえるであろう。

ただ、ここで問題となることは、「最低賃金法」および「家内労働法」の制定がいかに婦人解放の問題とむすびつき、日本の民主化の問題と大きくつながつてゐるかを考えなければならない。

「最低賃金法」が実施されることによつて、婦人の労働が男性の労働によつて代替されるおそれがありはしないかということである。もちろん、業種によつてまた労働の分野によつて異なるかもしれないが、少くとも事務職員などについてはこのことが心配されるのである。

さらにもう一つの点は婦人労働が圧倒的に多い家内労働に「家内労働法」が適用された場合部 分的には失業の問題が発生するおそれがある。この点については後で詳しく述べる。

(2) 技術修得期間の労働者

婦人労働者を除いて八千円未満の男の労働者は、統計に現われている限りでは大体において技術修得期間の労働者と社会的にみなされてい る年少労働者である。その他に年少の事務職員単純労働である運搬夫、高令の守衛などにみられるが数としては多くなく、勤肉労働者で八千円未満のものは少い。(註、統計が非常に不備であるため若干疑問はある)そして、婦人労働者が二十年以上働いてもなお八千円以下の者がほとんどであるのに對して、技能修得期間労働者とみなされるような労働者は一定の期間を経過して一人前になると比較的賃金はあがつて いる。

現在でも技能者養成規程があり、比較的近代

的な制度が実施されているのであるが、これは現実にはあまり活用されていない。そして一般的には、ふるい慣習による徒弟制度の残滓が色濃く残つてゐるのである。

社会党案によれば、現行制度と同じように技能養成期間の労働者には賃金の除外例が設けてあるが、この点は低賃金労働を維持するための抜け穴として雇主に利用されるおそれは非常に大きい。したがつて、技能者養成の諸規程をどう作り、どのように運用するか、監督機構はどうするかに問題が残されている。

(3) 零細企業の労働者

零細企業は一般的に家族労働を中心とし、その一部を他人労働に依存する形態が支配的である。したがつて、「最低賃金法」や「家内労働法」が実施されても、家族労働には勿論適用がなく、他人労働に対しても適用されるのである。だから、その企業において賃金が支払えない場合には、企業を縮少し、あるいはまた、企業内容に若干の変更を加えて、他人労働を排除するか、常備を臨時備にするか、何れにしても家族労働を強化することによつて切り抜けるであろう。

また、正確には他人労働であつても、親類のものである場合も非常に多い。これらのなかには実際に失業者であるが、いわゆる「居候」的な存在もあるであろう。これは、雇傭の不足と失業対策や社会保障制度の不備の結果であつてこれが確立されない限り、「最低賃金法」・「家内労働法」が実施されても脱法行為が行われるであろう。この点はわが国社会構造の最大の瘤であるので注目を要すると思う。

(4) 家内労働法の適用をうける産業の今後

の見通し

家内労働者の数は公式にわかつてゐるところでは四十九万であり、その中、男が七万、女が四十万であるが、實際は百万人以上の者が家庭労働に従事しているのではないかと想像される。

このように多数の者が極度の低賃金で働いてゐるということは我が国における潜在失業の意義の大きさを示すものであつて、社会不安はすでに現実的に存在してゐるのである。

これら産業においても二つの問題がある。

一つは前述してきた点と同様に、男女別差である。たとえば、男子が主に作っている秋田の漆器や新潟の洋食器、京都の扇子、奈良の割箸、広島の下駄、兵庫の算盤等は「專業的家内工業」であつて男の世帯主自身が家内労働者となつており、賃金は比較的高く「家内労働法」適用によつても、さしあたりほとんど影響はみられないであろう。また、富山の菅笠、長野の永引、兵庫の釣針等の「副業的家内工業」もあるが、その数は少い。家内工業の大部分は「内職的家内工業」であり、一般的な低収入の問題と結びついており、その多くが婦人労働に依存し、賃金も一時間七乃至十五円程度であり、苦汗労働である。したがつて、ここに家内労働法の影響は大きい。

ところで、第二の問題は「内職的家内工業」の中にも二通りあるのであつて、一つは農家は過剰労働に依存する家内工業であり、もう一つは低賃金労働者の家族の家計補助的な労働による家内工業である。

農家の内職として発達してきたものは一般的にこのままの状態では滅び行くべき運命を担つた商品が多い。久留米絣などは最近国の文化財に指定されたことでもわかるとおりむしろ大衆の消費財というよりは古典的な意味をもちはじめてきているのである。したがつて、高価な郷土芸術品として新たな分野を開拓すべきものもある。そのような価値をもちえないものはこの法律によつて余程特殊な市場の拡大という事実が現われない限り困難な道を辿るであろうことが想像される。

一方、低賃金労働者の家計補助的な家内工業は世帯主の収入が少なければ少いほど強化されるのであるが、その製品の中で造花や真珠等の輸出品は価格を上げても輸品量が大巾に減少するとは考えられない。この点については別の機会にのべる。メリヤス、团扇、扇子等の内需品は需用のあるかぎりは価格の上昇となつて現わされるを得ないのである。そして購買力が伴はなければ失業ということとも予想される。

要するに、市場性のあるものは価格の上昇となく、市場性を失いつつあるものは減びざるをえないことが極端にあらわれると共に一部には機械化が促進するであろう。

三、むすび

「最低賃金法」ならびに「家内労働法」が実施されることは、無論、最低賃金額が高ければ高いほど問題の所在が明確となり、合理的となり近代化する。

わが国の資本主義が遅れて発達しながらも貧困な農漁村、中小企業、低賃金を基盤として急速に独占資本が確立して来たことは周知のことである。大企業や近代的な中小企業は競争において有利であるから「最低賃金法」や「家内労働法」が実施されるならば、なおさら有利な立場に立つ筈であるが、独占資本の代弁者は反対している。このことはわが国資本主義の性格を明確に物語ついている。彼らは既存の構造を固執しているのである。彼らのいうこの法を実施したならば社会不安をおこすということは、「最低賃金法」「家内労働法」を実施するのに現状の下にこれに対応する何等の方策をもこうじないことを前提としている。このことは従来常に中小企業の擁護者のような言辞をはきながら、いざ中小企業の保護立法が国会に上提されようとするや猛烈に反対していることでも明白である。本来、国家の総資本の負担において実施すべき社会保障制度を実施せず、相变らずその負担を農民に残存する家族制度や中小企業においてつけようとしているのであつて、農業にはもはやその負担の限界が現われ、そのしわよせを中小企業が背負つてゐるところに現在の重大な問題があり、独占資本の代弁者がこの立法に反対する所以があるのである。この中小企業に分解が生ずる場合、当然從来この分野におしつけておいた社会保障を国家の責任において、いや独占資本の膨大な利潤の分配を通じて充分に確立しなければならない。「最低賃金法」「家内労働法」とならんで充実した社会保障や失業対策の実施こそが中小企業近代化の基礎である。

「最低賃金法」「家内労働法」の実施はただ單に労働者や中小企業にのみ影響するばかりではなく、賃金の上昇により人間が独立人として確立することを通して、從来非独立人的形態において、すなわち自由を非常にうばわれている状態に我慢をしながら生産を続けてきた農漁民の

自覚をも促進し、農漁業よりの人口流出の度合を強め、農漁業の近代化へもよい影響を及ぼすであろう。しかし、逆の現象としてはこの部面からも失業が顕在化する可能性はある。

しかし、このことは「最低賃金法」「省内労働法」がその本来の意義を發揮した時の話であつて、現在社会には、是出でて、る程度の

現在社会党が提出している程度のものでは大した変革は行われず、ただその方向を示し、諸変化に対応するため社会党はこの二法案と同時に中小企業を守るために「中小企業組織法」「商業調整法」ならびに「中小企業の産業分野の確保に関する法律」等の法案を提出し、社会保障制度の確立に最大の努力をはらつてゐる。要するに問題を問題として発見することが前進の道であると共に、問題の所在が明確となつたならば、ちゅうちよすることなく勇敢にとりくむ心構えがまた重要であると考える。その意味において気のついた問題点を雑然と指摘してきたのである。（政審事務局次長桜井茂尚）

解說

I たばこ専売法の一部を改
正する法案

一
經
過

たばこ耕作農民は、その労働が著しく過重であるにも拘らず、その葉煙草を専売局へ収納する際の収納場所、等級査定、収納価格、災害補償等で多くの不合理な取扱いをうけ、また、常にたばこ耕作権を解消される不安に脅かされている。また現在たばこ耕作組合というものがあるが、これは、若干の例外をのぞいては、多くはボスの支配下にあり、専売公社がたばこ耕作農民を従属せしめる機関として作用している。

二、主なる内容

イ、たばこ耕作者の耕作権を保障するため、
次のように措置をとるものとする。

11) 観音法では、たゞ二の耕作の許可は再

年これをうけなければならないことになつてゐるが、これを改め、耕作の許可の有効期間を五年とすること。

(2) 公社のしたたばこの耕作許可処分に対
て不服がある者は、処分のあつた日か

三十日以内に、大蔵大臣に異議の申立てをすることができるものとすること。
集にばこの又内面各の決定を適正ならん

そのためこの取締体制の決定を適正化し、
めらため、次のような措置をとるものとす

1) る。
葉にばこの又納西客の決定基準、主

産費補償の原則によつて法定するものとすること。

(2) 現行法では、葉たばこの収納価格は、

公社が定めることとなつてゐるが、これを改め、収納価格は公社と耕作者とが協

議して定めるものとすること。

(3) 公社と耕作者との協議が成立しないときは、葉たばこ耕作調停委員会が調停す

るものとする」といふこと。

(4) 葉たはこの耕作調停委員会の調停が成立しないときは、大蔵大臣が収納価格を定

めるものとすること。

(5) 葉たはこ耕作証傳委員会は、力農省にその外局として置くものとすること。

(6) 葉たばこ耕作調停委員会は、委員五人
どつて且職するべく、その委員は

公社及び一定の要件を備える耕作者団体の同意を経て、大蔵大臣が任命するもの

体交渉権、団体協約締結権等を保障しようとする意見が起つてきた。また、これと同時にわが党组织の内部に現在のたばこ専売法の一部を改正することによって、たばこ耕作者組合法と同じような目的を達成しようとする意見も起つてきた。

とすること。

八、耕作者の団結権及び団体交渉権を保障するため、次のような措置をとるものとする。

(1) 耕作者団体の代表者又は委任をうけた者は、耕作者団体又はその構成員のため、公社と団体協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有するものとすること。

(2) 公社は、耕作者が耕作者団体の構成員であること、耕作団体に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと、又は耕作者団体の正当な行為をしたことの故をもつて、当該耕作者に対し、不利益な取扱をしてはならないものとすること。

(3) 公社その他の者と耕作者団体との間に締結される団体協約は、労働組合法に規定する労働協約と同様に、いわゆる規範的効力を有するものとすること。

ニ、公社は、平年における収納代金の百分の二十五に相当する金額を、葉たばこの納付前に、収納代金の一部として耕作者に支払うものとする。

ホ、災害のため当該年度の葉たばこの収納代金が平年における収納代金の十分の八に達しないときは、公社は、補償金を交付することができるものとする。

ヘ、再査定及び再鑑定の制度を合理化するため、次のような措置をとるものとする。

(1) 再査定人及び再鑑定人は、大蔵省令の定めるところにより選定するものとし、少くともその半数を耕作者団体の推せんする者の中から選定しなければならないものとすること。

(2) 再査定及び再鑑定に要した費用の申立人負担の制度を廃止するものとすること。

(3) 再鑑定は、その申立をうけた日から十日以内にその決定をしなければならないものとすること。

(4) 再鑑定の申立があつたときは、公社は公社の鑑定した等級に相当する収納代金を仮払するものとすること。

ト、耕作者団体の法律関係を明確化するため、耕作者団体は、大蔵大臣の許可を得てこれ

を法人とができるものとする。
チ、その他所要の規定の整備を行ふ。

II 地方行政三法案の改正点

党は、本国会において三つの地方行政関係法案の改正案を提案したが、その主なる改正点は左の通りである。

1、地方交付税法の一部改正案

現行法では、税率は二五%であるを二八%に引上げるものである。政府案によれば本国会で二六%に引上げようとしている。一%引上げによって、七二億円の増になる。三%にすれば政府案より約一四五億円の増となる。われわれが三%に引上げようとするのは、国税の一千万円減税に伴う交付税の減額をカバーするには三%の引上げが最低限必要であるからである。

2、地方債の償還に関する臨時措置法案

現在地方債の総額は五、三〇〇億円以上あるといわれている。そのうち、本年は元利償還金のみで、七三〇億円程度ある。これに對して、地方財政計画上では六〇〇億円が、地方財政不足部分の起債として計上されているに過ぎない。元来地方債の起債の原因は、国の責任による分が大半であるから元利補給は国が行うことは当然というべきである。党の改正案の趣旨はここにある。

内容を略述すると。

(1) 昭和二六年、昭和二七年及び二九年度における給与改訂に伴う起債の元利補給二〇億円。

(2) 一般公共事業、失火、義務教育施設の建設事業のための起債の元利補給の半額一一四六億円

(3) 地方自治体のうち財政の特に困窮せるものに対して、(2)の補給金額の増額一三〇億

計一九六億円の措置を三三年度から実施させようとするものである。尚災害関係の地方債に対しても、理論的には、国が元利補給を行うべきであるが、当面の措置としては、地方交付税の算定基準の中に、災害復旧関係はあるので、見送つたものである。

3、地方財政再建特別措置法の一部改正

地財再建法が悪法であることは、社会党のみならず、地方自治六団体をはじめ地方議会関係者のこぞつて、認めているものである。われわれはこれに対し、特に問題と思われる条文について左のような改正案を提案した。

(1) 財政再建団体に対する再建計画の拘束を緩和する

(1) 第三条中に左の一項を加える。

「自治府長官は財政再建団体の財政再建計画の変更する場合はその団体の行政水準の確保につき充分の考慮をなさなければならぬ」

(2) 財政再建団体の長が予算を編成するには凡て再建計画によらねばならぬことになつてゐるのをその様に「努めなければならぬ」と緩和すること。

利子補給の引上げ

第十五条を改め、「政令に定める基準により」とあるを削除し、一律に三分五厘を超える分につき五分を限度として補給することとする。

(3) 将来制度の改正等により地方財政の基礎が確立した後に赤字を出した地方団体の地方債を制限する第二十三条第一項を削除する。

(4) 再建団体の自主性の恢復

昭和三十三年以降財政再建団体が自主的に再建し得る見込のある場合、議会の議決を経て、再建団体であることをやめる旨自治府長官に申出て長官は著しい支障のない限りこれを承認すべき旨を規定する。その際財政再建債は原則として繰上償還せず当初計画の通り年次償還することとすること。

III 港湾運送事業法一部改正について

党は昨年十二月、港湾関係調査特別委員会を設置し、港湾労務者対策を中心とする諸々の港湾関係問題を検討してきたが、この程その一環として港湾運送事業法の一部改正要綱をとりまとめた。同案は法制局での審議を経て近く国会へ提出される運びとなるが、われわれとしては同法の改正が即、港湾労務者にとつての決定的

な対策となり得るとは考えていない。

同法の改正は港湾労働者を中心として考えた場合、それは間接的役割を果すに過ぎない。だが、間接的とは言うものの港湾労働者の労働条件を引上げ、雇用の安定化を図るために非とも考えられなければならない問題である。

と言うのは、現在の想像を越えた驚くべき港湾労働の実態は、それらの労働者をとりまく港湾運送業者、荷主、般会社のあり方自体から派生して起つて來ているからである。従つてわれわれが港湾労務者対策を考える場合、それは二つの面から考えられなければならない。その一つはこれから書かんとする港湾運送事業法の改正であり他の一つは港湾労働法の制定である。後者については現在特別委員会で検討しており、前者の事業法改正と同様今国会に提出する方針である。

さて本論に移るが、港湾荷役は戦事中港湾運送事業統制令により一港一社を建前とした独占的な企業形態によつて運営されてきたが戦後は独占企業の弊害を除去するという理由で総司令部の指令に基いて、港湾荷役会社は解散され以後港湾運送事業は何等の規制なく自由に経営出来ることとなり、企業の乱立、弱体不良化をまねくところとなつた。

このため運輸省は昭和二十六年五月港湾運送の秩序をはかるため現行の港湾運送事業法を制定したが、業者に対する規制が登録という簡易なものであるため、十分な規制ができず、当初の目的に反し、業者の乱立、不良化を防止することができないまま今日に至つている。

こうした業者の乱立、不良化はいきおいそこに働く労働者の上にも重大な影響をもたらし、労働条件の劣悪化、雇用の不安定は既に港湾労働にとつて常識化された事柄となつてゐる。こうした実体を解決する一環として、党は現行の港湾運送事業法の一部改正に着手したのであるが、その改正の骨子は次の如くである。

一、現行の登録制を免許制に改め免許基準を引き上げる

前述した通り現行の簡単な要件充足主義による登録制実施の結果は、適正なる規模をもたない不適格業者を乱立せしめ、複雑なる下請關係を醸成するとともに、不当競争、労働条

件の悪化をもたらすところとなつてゐる。

既に、海運、通運、道路、航空等の運送事業においては免許制がとられており、一人港湾運送事業の場合のみが登録制をとつてゐるに過ぎない。その理由は、港湾運送事業は他の運送事業にくらべて、公共性が少ないということであるが、そうした解釈自体に大きな疑問があり、われわれとしては、公共性が他の事業にくらべて、それ程劣るとは考えていない。実際問題として、現行の登録制実施の結果が、先に述べた如き諸々の弊害を生ぜしめていることが明らかな現在、速かに免許制に切り変えて港運業者としての適格条件を明確化し、港運事業の適正なる調整を図ることが望ましいと考えてゐる。

二、荷主、及び港湾運送事業者間における運賃

料金を規制する

港湾荷役の波動性の結果は、独占資本の下に従属する元請一下請一再下請の系列化を助長し、そこに事業者間の不当競争、運賃料金の

資料

ILO専門家会議の結論（ジュネーヴ一九五二、一二）

製造工業における生産性引上げの実際的方法

ILOが生産性向上の問題に真剣にとり組んでいるのは衆知のところであるが、ILOが今までこの問題をどういう経過で発展させてきたか。この点を概略ふりかえつてみる所次のようにある。

戦後、一九四四年の「イラデルファイアの宣言」に「生産能率の不斷の改善に関する経営と労働の協力」という一項がある。これは労使の生産性向上への協力をのべたものである。

一九五〇年の総長の報告の中で労働生産性の測定ということが述べられたが、ここで初めて生産性ということが正式にとりあげられた。一九五一年には再び総長報告の中で、「賃金 生産性およびインフレーション」ということがとりあげられた。

一九五三年の総会で、総長報告は「生産性と福祉」という問題を提起した。同時に一九五二年の生産性の専門家会議の結論がこの総会に提出された。

一九五三年、東京で開かれたアジア地域会議ではインド政府の代表からこの問題に関する決議案が提案されたが、当時は、アジアでは時期尚早として却下された。

このうち、一九五二年の専門家委員会の結論が最も重要であるので、その結論を掲げることにした。

この結論は第三回国際労働総会に総長報告の添付文書として提出された。

一、最も広い意味においては、生産性引上げ問題

不公正な値引き及び割戻し、更には、自己の運送能力を超えて元請し、これを大部分下請せしめて不當な中間利潤を得る等、公示料金を守らぬ事業者を輩出し、その結果は港湾労働者の賃金の上にも相当な影響を与えるところとなつてゐる。そこでそうした公示料金の不遵守を取締つてこれに一定の規制を行われんとするのがわれわれのねらいである。

三、港湾運送審議会の新設

運輸大臣の諮問機関として、三者構成の港湾運送審議会を新設し、各港湾における適正な供給運送力の検定、運送の需要と供給との調整に關すること、その他運送事業における監督行政をこれに掌らせ、港湾運送事業の秩序維持と、その健全な発展を図らんとするものである。

以上の外、全部下請の禁止、港湾運送事業監督官の新設等、細部に亘つて改正を試みているが、改正の主要な骨子は大体以上の通りである。

題は、資源一般をより効果的に利用することの問題、すなわち、できるだけ最少の実質費用をもつて、できるだけ多くの富を生産するよう、資源一般を利用するという問題である。

- 二、生産性向上は、一般的な生活水準引上げの機會、特に次の機会を提供するものである。
- a、低費用及び低価格による消費財と資本財の供給増加
- b、実質収入の増加
- c、労働条件及び生活条件の改善、これには労働時間の短縮を含む。並びに
- d、一般に人類福祉の経済的基礎の強化
- 三、生産性の増加が実際に生活水準の向上をもたらすようにするためには、次の点が最も重要である。
- a、生産性増加の利益が資本、労働及び消費者の間に、公平に分配されること、並びに
- b、財貨及びサービスに対する需要を十分高い水準に保つべきこと、且つ生産性の増加が失業を招来しないように十分な措置を取るべきこと。資本欠乏のため雇用機会が制限されている国においては、十分な資本形成率の確保という問題に、特別の注意を向かなければならぬ。
- これらは社会主義と經濟的必要性という双方の事項であり、生産性増加の利益の広汎なる配分に失敗すれば、また需要と雇用の維持に失敗すれば、それは生産性の継続的増加という条件が最早や存しないことを意味するものであろう。
- 四、労働組合が使用者及び（又は）使用者団体と同等の立場に立つて団体交渉権を行使するため、最も完全な自由を保証する法制度の中で自由にして強力な労働組合運動が存在するこそ、極めて重要である。
- 五、生産性の増加を達成するためには、政府、使用者及び労働者の側における措置が要求される。しかして、政府は、経済発展に関する均衡ある計画を進めるによつて、また、外國貿易、資本形成、独占慣行、原材料の十分な供給の保証、通貨及び財政事情、効果的な職業紹介事業の發展、保健、住宅、科学的調査及び教育の如き事項に関する適切な経済社会政策を採択することによつて、生産性増加に好都合な条件を創成するという責任を持つ。他方、個々の企業における生産性引上げ措置の主たる責任は經營者の側にあるが、労働者及びその代表者の積極的協力も不可欠である。

六、生産性引上げを意図する措置は、企業に働く各種のグループの一部または全部の側からの、変更に反対する抵抗に遭遇することである。かかる抵抗は生産性の分野における一つの大きな問題であり、またそれを克服するための措置は、その特殊事情の縝密な検討とその抵抗の理由についての理解に、基いたものでなければならない。

七、これらの結論を述べるのに際して、「生産性」という用語は常に、一工場・一産業または一つの経済全体における產出量と投入量との割合を意味するものとした。この割合は、労働・資本又は原材料の如き各種の投入要素について、これを示すことができる。若干の理由とくに労働力関係の資料が比較的多く利用できるという理由によつて、労働（人×時間）＝延労働時間数、人×日＝延労働日数または人×年＝延労働年数）は屢々この割合の分母に使用されている。それには若干の制限があるとしても、この割合は実際的には極めて価値あるものである。しかしこの割合によつて示された生産性の変化は、労働の量と質との変化によると同様に、機械、設備、プラント組織及び原材料の変化によつてもまた、左右され得るものであり、また現に屢々左右されているのである。生産性変化を分析する上に、これらのすべての要素を常に念頭に置くことが、非常に重要である。何故ならば、これらすべては、最終費用の数字の上に關係するからである。

八、生産性の統計的測定と比較は、ある特定のプラントまたは産業における生産性引上げに必要な措置についての指針として、甚だ価値のあるものとなり得るし、また生産性測定の統一的技術を発達させ使用させるようにすることが望ましいことに、注目が払われている。事情は、国により、産業により、またプラントにより、大いに異なるものである。従つて以下に述べる結論は事情の異なるにつれて適用できる程度も異なるわけであるが、生産性を引

上げるためには、いずれの場合においても、あらゆる実行可能な措置を採ることが必要である。

第一部 概論

一〇、生産性増加には、生産に直接又は間接に従事するすべてのグループの側に、協調した努力が要求される。かかる努力は、ある場合にはすべての関係者の態度の上に広範な変更を求めることがある。あらゆるグループの側における完全な協力は、社会正義という原則が容認され、且つ、産業の根本目的が社会全体の必要に奉仕するものであることを認めている社会においてのみ、これを期待することができる。

一一、使用者と労働者との間に協力機構が存在するところでは、生産性増加の促進のために、できる限りこれを完全に利用すべきである。所与の産業にかかる機構がないところで、この種の機構を全国的地域的段階において設置するよう、考慮を払うべきである。

一二、もし可能にして適当なところでは、産業または地域的段階において、生産性増加の成果の分配に関する取組めや、労働者福祉の保護手段並びに当該産業における企業の効率維持の如き事項について討議することが有益である。何故ならば、かかる討議によつて、一産業全体にわたる生産性引上げ、技術の適用の画一性が、ある程度まで可能となるかも知れないからである。

一三、可能なところにあつては、生産性増加の促進措置に、労働者とその代表者の支持と理解を得るために、企業の段階において、次の如き、適当な処置をなすべきである。すなわち、

a、上述の第二項に示した如く、一般原則が産業段階または地域段階において既に討議されている場合には、ある特定の企業にその一般原則を適用することを検討すべきであり、また詳細な説明、論評及び提案の機会を持つべきであること。

b、産業段階においても、地域段階においてもかかる機構が存しない場合には、上述の第一二項に示した如き事項につき、工場段階において説明され、検討され、また討議

されるべきである。

一四、使用者または労働者の代表者及び(又は)使用者または労働者の団体は、生産性増加の促進を意図する国家的政策について、政府から相談を受けるべきである。国内生産性本部または類似機関が未だ設置されていないところでは、それを新設して、情報と調査のセンターとし、また場合によつては、生産性増加の促進のための全国的努力を調整することに、考慮を払うべきである。国内生産性本部は、使用者団体及び労働者団体が同等に代表を派遣する委員会の管理下に、これを置くべきである。国内生産性本部相互間または委員会相互間の、共通の利害関係ある事項に関する協力もまた、これを奨励すべきである。適当な場合には、個々の産業における生産性引上げのため、合同委員会または調査・情報センターを設置するよう、考慮を払うべきである。

一五、生産性増加の利益に対する労働者への分与は、一部は賃金引上げ、一部は生産品価格の引下げ、また一部は労働時間の短縮・社会サービス及び労働者住宅を含む労働条件の改善という、形をとることができる。生産性増加により可能となつた賃金引上げと労働条件の改善は、できる限り、団体協約によつて定めるべきである。生産性増加によつて生じた富の増加分を、これら各種の改善に充当するという方法は、各国の事情により異なるであろう。生産性増加に直接関係ある労働者は、当然利益を受くべきであるが、その同時に同程度まで生産性を引上げ得なかつた他産業の労働者についても、考慮を払うべきである。

社会的衡平は、各種の理由により自己の要求を提出できない地位にある産業グループ及び労働者についても、考慮を払うことを社会グループについても、考慮を払うことを要求するものである。これらのグループには監督職員・技術職員その他の職員が含まれる。

一六、自己の企業において生産性引上げ措置をとる場合、使用者は事情の許す限り、技術的改変から生ずる人口問題を考慮を入れるべきである。

一七、政府の労働関係調査及び管理機関は、できる限り、産業及び職業訓練所と緊密な連絡

を保ち、また就業可能な求職者、各種の技能に対する将来の需要及び労働可能性に関する推定の基礎となるような雇用趨勢について、信頼し得る研究をなし得るような統計その他の資料を、収集分析することが望ましい。

一八、設備及び技術の改善は雇用機会の性質を変え、また若干の労働者に対して仕事の変更を要求することもある。従つて、生産性引上げを失うかまたは仕事を失う恐れのある労働者の利益を保護するための措置を、伴うべきである。特に、

a、政府は、高度にして安定した雇用水準を維持することを意図する政策の実施に閑し

継続的な責任を負うべきであり、

b、可能なところにあつては、協定した手続

に従つて、仕事を失う労働者の数を最少限に喰い止め、且つ整理された労働者の再雇用を援助するため、措置を講ずべきである

かかる措置には、次のものが含まれる。

(1) 使用者が作業工程または設備の変更に

ついて事前に企画し、且つ、その企画の

結果として予期される人員整理について

事前に通告すること、また、正常な労働

異動の結果、十分な仕事口が生じてくる

まで、過剰労働者を維持しておくため、新規採用を減ずるかまたは停止すること

についても考慮を払うべきこと。

(2) 被整理労働者を空席の仕事口に就かせ

る場合、使用者は、その能率・品行及び先任権を正當に考慮した上、優先権を与えること。

(3) 適当な場合、職業指導・訓練及び再訓

練施設を供与すること。

(4) 必要な場合、適切な欠員に関する情報

が、これを必要とする者全部に対し、ヨリ迅速に利用され得るようにするため、職業紹介組織を改善すること。

(5) 労働者の地理的可動性を促進する措置

例えれば、適当な場合には、移転手当及び労働者用住宅の建築計画を行うこと。

c、失業保険制度その他の方針により、職を失うかも知れない労働者の生活水準を保護するため、措置が採らるべきである。

一九、近年かなりの進歩を遂げたとはいえ、今

後引続いて、生産性に關係ある各種の要素の影響について一層の実験・探究及び調査が緊急に必要である。この活動は、情況に応じて国際的、國家的・産業的または工場の段階でこれを行うことができ、また、各種の背景を持つた科学的訓練をもつものの中から選ばれた人達との緊密な協力を、要求するであろう。かかる調査を実施する主催者が何人であっても、労使両団体の代表者の完全な協力により、それを計画すべきである。この協力がある場合には、調査結果の受認と適用とが容易になるものである。

二〇、生産性引上げの最も有効な手段が広く周知させられ、且つ実行可能な限りこれを適用するためには国相互間および企業相互間に、自由な情報交換がなさるべきである。通常の通報手段——新聞、定期刊行物その他の刊行物、フィルム、幻灯等——の外に、更に人と人の直接の接触により、情報交換するという実際方法も助成さるべきである。特に関係の企業・産業または国を代表するグループ又はチームの研究視察は、価値あるものと認められる。

二一、経済的にまたは産業労働関係の点において後進的な国にあつては、この結論に述べられている諸問題を含む生産性引上げのための諸技術の導入に対し、ILOその他の専門機関及び国際連合は、拡大技術援助計画に基いて、相当の援助を与えることができる。従つて、これらの国が自國の製造工業の生産性引上げを求めるときには、これら機関の技術援助を十分に利用すべきことを勧告する。

第二部 企業内における生産性引上げ

の措置

二二、上述の政府の措置及び産業段階における措置に関するほか、生産性の引上げは、主として、企業段階において採られる措置に、左右されるものである。

二三、個々の企業における生産性引上げの措置に關し、その主たる責任は經營者に存するものである。

二四、生産性引上げの如何なる努力も、經營者と關係労働者または労働者代表との間に良好な關係がない限り、成功することはできない

し、また、関係労使は、このような関係を促進するため、措置をとるべきである。

二五、企業における生産性増加は、次の三つの分野における措置を要求するものである。

生産の組織及び統制

人事政策、及び、

工場及び設備。

これらの分野において採らるべき措置は、企業の経済的立場に応じて、異なることである。設備を変更することが全然可能でないときにおいても、一方においては、組織と方法の継続的改善のために、他方においては、生産性引上げ努力への全従業員の積極参加のために、利用し得る手段を、十分且つ効果的に利用することが、常に可能であろう。

生産組織及び統制

二六、次の事項のヨリ高い度合を達成するためあらゆる努力が尽さるべきである。

a、単純化—生産品の形式と種類の数を少くするという過程である。

b、規格化—(1)ある特定生産品・生産物の種類または取扱手続に対する規格、及び、(2)

その規格の適用に関する協定を組織化するという過程であり、また、規格とは作業遂行・品質・成分・大きさまたは製造もしくは試験の方法に關して定めたものである。

c、専門化—特定の生産的資源を専ら少數種類の生産品の製造に充てることである。

二七、生産性の引上げには、企業組織全般の検討と、権限と責任の系統の明確な設定が要求される。機能の専門化を認め、十分な調整を同時に伴う組織形態を採用するという利益は大規模の事業所及び組織体において、ヨリ益々多く認められてきた。

二八、作業組織を改善し且つ作業工程を単純化する手段として、また適当な場合には業績給制度の基礎して、方法研究と作業測定を含む作業研究の技術に、注意を向けるべきである。これらの技術から得た成果を解釈する際にには細心の注意を払うべきである。これらの技術を適用して成功を収めるためには労働者の同意と参加が不可欠である。

二九、a、必要な時と場所において原材料及び

部品を利用できるように確保するため

b、機械の遊休時間となるべく少くするため、並びに

c、労働者が過度に働きまたは仕事がなくて過さないように確保するため、生産計画及び生産統制には綿密な注意を払うべきである。

三〇、作業研究及び生産統制を適用する場合は、作業過程を単純にし、且つこれによつて労働

・設備及び原材料の節約を有効にするため、あらゆる努力を尽すべきである。

三一、設計及び企画関係職員には、常に各種の設備及び使用原材料の原価及び性能を知らせて置き、これらの職員が最も経済的な方法及び工具の設計を案出できるようにすべきである。生産品を設計する場合その利用者と緊密に協力する余地が、しばしばあるものである。

三二、労働力の利用及び工場設備をして最大限の能率を挙げさせるため、設計、企画及び生産に責任を持つ諸部門の間に、緊密な協力と情報交換がなさるべきである。

三三、多くの企業においては、振興部 (development department) という部門を設けることが極めて有利であろう。この振興部は常に工場設計及び作業改良の可能性に留意すべきものである。振興部はまた作業工程改善に関する提案及び考案を調整すべきである。振興部は企業全体に亘つて、機械統制の分野と原材料の流れに、特別の機会(改善の可能性)を持つものである。

三四、a、単位原価に関する正確な資料、b、支出を適正に統制し且つ実際に達成した成績を予算上の目標と比較して短所と欠陥を是正するための手段、並びに、c、将来の企画に対する指標を、使用者に提供するため、原価計算及び予算統制に綿密な注意を払うべきである。

三五、原材料及び販売政策についての特別の注意を払うべきである。特に、増加生産物の販路を確保するためには、販売方法の再組織と市場研究が必要であろう。

三六、企業は、正常な作業予定が維持できる場合にのみ、最適の能率をもつて運営できるも

のである。次の点は特に重要である。

- a、所得及び雇用を高度かつ安定した水準に維持することを意図した政府の政策は、(生産)能力の完全利用を促進する上に、重要な役割を演じ得ること。
- b、公共当局がその需注の時と場所について不必要な不規則性を避けることが極めて重要であること、

- c、製造業者はときには、販売政策、価格差またはその他の方法で、自己の生産品に対する需要の季節的その他の変動を少くすることができる場合もあること。
- d、生産計画は、季節的その他の変動から生じる生産の不規則性を減少する上に役立つものであること。

三七、十分な市場が存在し、原材料及び労働の供給が豊富であり、かつ諸掛り経費が総生産費の相当な部分を占めている場合にあつては交替数を増すという方法による生産増加の可能性を研究すべきである。

三八、新しい工場または分工場を設置する場合には、生産の見地から、他の地方と比較して何れが有利であるかにつき、十分な考慮を払うべきである。この場合、考慮に入れるべき要素には、各種の労働者・輸送・動力及び原材料の利用可能性が含まれる。ある国においては、地域計画または国土計画が、健全にして均衡ある工業立地に、重要な貢献をなしている。

人 事 政 策

三九、企業内における人事に関し、執行及び監督の役職員による健全な政策及び有効な技術の実施を改善するためには、経営者は、資格ある人事関係職員の任命並びに企業規模が許す場合には人事部または人事課の設置を、考慮すべきである。

四〇、事業所内の労働者の全員が最も有効に自己のサービスをなし得るようにし、また、従業員が有効に且つ満足して遂行できる仕事を携るようにするために、経営者は、企業員の選択及び配置の方法を改善し、かつ労働者の進歩及び仕事への順応を再検討するための事後検討手段を改善するように、注意を払るべきである。

四一、産業における新規従業員に対し、自己の労働する企業及び職場を理解させるために行われている簡単な入門講座または入職講座は、次第に広く行われるようになり、また奨励すべきことである。

四二、職長及び監督者は生産性増加に特に重要な貢献をなし得る者である。これらの者は、一方においては経営役員・科学者及び技師・他方においては工員との間の主要な鎖環をなすものである。職長及び監督者が、経営役員の政策及び計画について常に知らされ、その政策を理解し、また他人に説明できるということは、根本的に重要なことである。職長及び監督者の選択には注意を払い、また、直接にあるいは彼等の団体を通じて、企業に設置されている機関に完全に代表を出すように措置をとるべきである。

四三、熟練労働者が、自己の特別技術を要しない作業に、労働時間の大きな部分を必要のないようとするために、機械的手段によつて、あるいは未熟練の助手を増加することによつて、熟練労働者が一層効果的に仕事ができるよう、考慮を払うべきである。

四四、熟練労働者の不足しているところにあつては、技能者養成またはその他の善意の訓練計画による熟練労働者の本来的な養成について、また、半熟練労働者による作業可能な部分を増やすための作業方法単純化の可能性について、考慮を払うべきである。それと同時に未熟練労働者に対し、かかる作業を遂行するためには必要な技能を習得するための機会を供与すべきである。

四五、教育と職業訓練は生産性増加に大きな貢献をなすものである。特に次の点に注意を向けること。

a、教育活動及び職業訓練活動の組織には、各種の労働者及び各種の技能に対する現在及び将来の傾向を予測することが、必要である。

b、生産性引上げという責任を引受けける経営者の能力は、生産性引上げの基本原則並びに社会目的及び技術の意義の完全な理解に立脚した「生産性意識」の促進を、目的とする適当な訓練という手段によつて、これ

を増すことができる。

- c、生産性引上げに関する専門的な提案と応用科学的な措置についての多くの創意は、科学者・技師・技術者並びに産業に雇用されている産業労使関係及び人事関係の職員から出されねばならない。産業工学及び組織に関する原則と技術について訓練ある者は現在極めて不足しており、またこれらの者の養成施設を拡張することが非常に必要である。この点に関連して、総合大学及び工科大学は大きな寄与をなし得るものであり、またこの要求に応ずる必要のあるところでは、産業組織と産業工学に関する講座を新設するかまたは拡張すべきである。
- d、職長及び監督対して技術上及び管理上の任務のみならず、恐らく特に人間関係の原理について、十分な訓練を行うことは、根本的に重要であることが、益々多く認められてきた。というのは監督者とその配下の従業員との間に相互の信頼と友好關係のあることが、高度に重要なだからである。
- e、熟練労働者に対する基本訓練は、不当に専門化してはならない。この基本訓練組織は一般情報の伝達並びに各種の実際の労働条件に対する全般的な関心と有効な能力の培養を、目標とすべきである。基本訓練制度は、専門技能を発達させ且つ労働者が容易に大きな責任と技能を要する地位に昇進できるようにする目的とする他の形の訓練をもつて、補足されまた完備されるべきである。
- f、半熟練労働者を養成することの必要は、熟練労働者の場合とは異り、ますます広く認識してきた。経験の示すところによれば半熟練労働者に対する十分な指導が施されるときには、作業習得時間が短縮できること、不合格件数が減少すること、更に學習課程が十分役立つものになることが、示されている。
- g、生産性引上げ措置を実施に移しつつある企業または産業においては、労働者をして生産技術または設備の変更に対しその技能を適応させるために、あるいは、解雇労働者または解雇の惧れる労働者の再雇用を

- 容易にするために、特別の訓練計画が必要であろう。
- h、近代的な生産性引上げ技術に精通しない事業所にあつては、特に、最初に監督者に対し、次に関係の全職員に対し、技術訓練を行うような生産性引上げ計画を実施に移すことが望ましい。この目的のためには、監督者の中でこの計画に責任を持つ一部の者に、特別訓練を施す必要もある。かかる計画に対して責任を持つ者の行為が使用者から効果的に支持されることも、重要な事項である。かかる計画を産業段階または地域段階において調整すべきことを勧告するには、これを利用することができる。
- i、作業研究または産業工学原理を実施するため、企業において産業顧問を雇つているところにあつては、あるいはこの種の技術を会社の技術部が実施するところにあつては作業研究工程の発足の当初から、労働者の代表を訓練することが有益であるということについて、労働者の利益を保証する一つの証左として、最大の考慮を払うべきである。この慣行は若干の国及び産業において行われており、また当該会社は、この労働者代表に対し、正常な収入を保証している。
- 四六、いわゆるTWIとして知られている産業内訓練は、多くの企業において大きな実際的効果を証明している。すべての企業が、各国情事情に応じて、職務単純化の促進に特別の重点を置いて、この種の制度を採用するよう勧告する。
- 四七、産業工学の導入と発達は、工場・地域または産業段階における労働組合と經營者間の賃金交渉という正常な過程に代るものとは、みなされない。従つて、労働組合は、可能な限り、使用者から独立している専門家として交渉任務を遂行できる十分訓練された人員を持つべきである。
- 四八、昇進と格上げに関する手続と慣行は、労働者に高い等級へ接近する機会を与え、且つ彼等が全力を尽すことを奨励するようなもの

でなければならない。これらの手続と慣行は各々の従業員にこれを周知させ、また実例と指示をもつて表示すべきものである。責任者職長補佐または職長という地位に応ずる昇進の機会は外部募集に頼る前に、まず企業内において、これを公にすべきことである。ある企業においては、これらの地位ばかりでなく、他の地位についても、公開競争を行うことが適当であると認められている。格上げの資格を考慮する場合に、人物を評価する能力及び同僚労働者との良好な関係を維持する能力に、考慮を払うべきである。

四九、すべての産業において報酬の方法と制度

が生産性に大きな影響を持つ事実に鑑み、報酬の方法と制度に注意を払うべきである。業績給の問題については、一九五一年四月1L Oが招集した業績給制度専門家会議において扱われたためわれわれの今次の会議においてはこの問題については、詳しい討議はしなかつた。先の業績給制度専門家会議において採択された

「業績給制度の実用に関する一般原則」は、この文書の附録として掲載したが、この原則に述べられている点に留意すべきである。

五〇、賃金を決定する場合に、低賃金労働者に十分な報酬を支給するということを条件として監督者・熟練労働者・半熟練労働者の間に賃金較差を設け、彼等に十分な奨励を与えるようになることが好ましいという事実に、注意を払うべきである。

五一、賃金支払制度は、できる限りこれを簡単にして、またそれを明確に説明することが望ましいということに、注意を払うべきである。

また、労働者が現行制度を理解し且つ自己の産出高と賃金とを照査できるようにすることには、生産性増加のために重要である。

五二、生産性增加を促進するために役立つ各種奨励方法のほかに、更に、材料節約のための特別の奨励を与えるようにすることも、望ましい。

五三、実際の作業事情・原材料・設備及び取扱について、労働者の有する知識と経験は、非常に貴重なものである。この知識と経験を十分利用すべきである。提案制度を設けて、提

案採択の結果として企業に帰属する利益に対し合理的な関連を保つて、適当な報償を支払うよう、考慮を払うべきである。生産性引上げ方法についての労働者訓練計画と提案制度とを、結び付けることによつて、また、特定の点において労働者の提案を奨励することによつて、価値ある成果が得られている。

五四、良好な物的労働条件——工場設計、清潔整理、照明、暖房、通風等——及び福祉施設

が、満足した安定的且つ効果的な労働力を作成する上に重要であるということに、注意を払うべきである。福祉事項についての労使間の協議と協力に関する十分な規定が立法的にも団体協約によつても存しないところにあつては、かかる協議と協力を定める措置をとるべきである。

五五、安全及び保健を向上させる活発な措置は如何なる生産性引上げ計画においても不可欠の部分である。十分な規模の工場においては専従の安全管理者を置き、小規模工場においては一人の職員を置き、本人の正式の業務分担の一部分として安全業務を司り、且つこの責任を満たすため自己の活動時間の一部をさくようにすべきである。あらゆる方法をもつて、工場全体に「安全意識」と安公作業方法を促進するよう、努力すべきであり、また労働者の代表者はこの努力に参加すべきである。五六、以上に述べた提案は、男子と同様に女子をも対象とするものであるが、女子労働者については特に労働力の有効な配分を促進し、且つ以下の如き事項を招来するよう、特別の考慮を払うべきである。

a、すべての女子労働者に、彼女達の態度と能力に適した効果的な作業を行ふ機会を与えること。

b、家庭上の責任を持つ女子労働者に対しては、彼女達が家庭上の責任を遂行することを易容にするような作業条件を与えること。

社会的サービス・保健・福祉・選衡及び訓練の如き分野においては、或る場合には特別の措置が必要であろう。

五七、経営者は、新規の資本設備の設置が必要

工場及び設備

であるか否か或いはまた、現存設備の近代化または応急措置によつて満足な改善が期待できるか否か、の問題について、絶えず留意すべきである。

五八、機械装置が不十分であるかまたは旧式である工場においては、機械設備の拡張及び近代化という課題を優先すべきである。他の資源の完全利用との関連において現有資本の最善の利用を促進するため現下の目的に最もよく適合する形態の設備の選択、並びに、設備及び技術を、地方事情に適応させることに大きな注意を払うべきである。この点に関連して、機械を使用する製造業者と機械を製作する製造業者との間の連携は、生産性引上げに大きな余地を与えるものである。

五九、原材料の有効な取扱処理は、生産性引上げの重要な要素である。この分野における節約は、a、本来的な作業連続を確保するよう綿密に計画された工場設計、及び、b、実行可能な最大限度まで取扱を機械化することを通じて達成できるものである。利用可能な原材料処理設備を最大限有利に利用することに、相当大きな工夫の余地がある。設備近代化は、この分野から着手すべき場合が多い。六〇、補助的設備の近代化によつて、例えば、動力化された手道具の利用によつて、比較的小少の経費をもつて、労働を節約できる大きさに大きな余地を与えるものである。

お断り

「政審資料」——発刊に当つて

このたび社会通信「政審版」を改編して、「政審資料」を刊行することになりました。つきましては、今後は党財政の関係より部数が制限され、府県連関係は五部に、その他は原則として実費のみ頂くことになりました。したがつて「政審資料」の販布は代金前納者に限り配布することになりました。

誠に勝手ながらこの点御了承のほどお願ひします。尚御希望の方は、政策審議会事務局又は党出版部まで代金の払込みをお願いします。何卒今後とも宜しく御協力のほど御期待致します。

購読料

| | | |
|------|----|------------|
| 一ヶ月 | 一部 | 一〇〇円（送料含む） |
| 六ヶ月 | | 五五〇円 |
| 一二ヶ月 | | 一、〇〇〇円 |

な余地がしばしばある。

六一、機械設備の保守、特に予防的保守に、特別の注意を払うべきである。保守計画表はこれを企画し、また保守を専門化すべきである。

ある大規模企業においては、保守職員を分散化し、彼等を生産業務に統合し、且つ技術問題に限つて保守労働者を保守技師の命令に委ねることによつて、良い結果を収めている。六二、生産性増加には、あい路を避けるため、各部の生産能力の発展並びにその正常なる均衡の維持が要求される。

読書案内

一三二年度予算をめぐつて

予算と国民生活

予算を見れば、その年度の政府の施策の方針は大体つかめる。われわれの斗いの方も政府の指針を科学的に分析してはじめて当を得たものになる。こんどのパンフレットは政府予算の分析に重点をおき、次にわれわれの方針の大綱を示したものである。日常活動に際して常に携帯し、実用に供するのに適切な資料である。

(定価五〇円送料込み 新書判六五頁)

活動家必携 党会

号中
6月発売

発刊に際して 鈴木茂三郎

不平等条約改廃と党の任務

対談 不平等条約 改廃の問題点

原水爆禁止運動の正しい発展

独立運動における基地の斗い

上原專録 有田八郎

野溝勝 會報

一 座談会 「国会総ざらい」

細迫兼光・河野密ほか

A5 八〇頁 定価五〇円 送入円

即刻年間予約の申込みを

三ヶ月 一五〇円 六ヶ月 二七〇円

一ヶ年 五〇〇円 送料本部負担

東京都千代田区永田町一ノ四 日本社会党

申込

月刊社会党